

改訂版はしがき

平成 27 年 9 月の「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）大改正（平成 27 年改正法）及び同 29 年 5 月 30 日の全面施行にあわせて、平成 29 年 3 月、『やさしくわかる！すぐできる！企業の個人情報対策と規程・書式』と題する本を発行しました。

その後、平成 27 年改正法附則 12 条の「いわゆる 3 年ごとの見直し」に関する規定に基づき、令和 2 年に、個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通拡大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、多くの改正が行われました（令和 2 年改正）。さらに、令和 3 年に、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するための施策としてのデジタル庁設置とともに、個人情報保護法についても改正がなされました（令和 3 年改正）。

本書は、上記令和 2 年改正及び令和 3 年改正に対応するため、『やさしくわかる！すぐできる！企業の個人情報対策と規程・書式』を改訂するものです。

改訂版のねらいも、改訂前と変わらず、すべての事業者にとって、「最短距離」で、平成 27 年改正から令和 3 年改正までの改正内容への対応ができるようにすることです。政令、規則、ガイドラインにも十分触れながら、第 1 章では、基本的に、令和 2 年改正及び令和 3 年改正の内容に絞りつつも、個人情報保護法全体がわかるように解説し、第 2 章では、改訂前と同様、図表を数多く用いて、「最短距離での対応に関する実践編」というスタンスをさらに発展・充実させつつ、わかりやすく解説しています。

本書が、改訂前と同様、個人情報を取り扱うすべての事業者における個人情報保護法への対応へ向けた作業等の一助となれば、著者としても幸いです。

最後に、改訂版についても出版に向けて尽力された、株式会社日本法令出版部の小原絵美氏及び田村和美氏をはじめ、関係諸氏に心より謝意を表します。

令和 3 年 11 月

齋藤義浩・鈴木雅人

はじめに

平成 15 年 5 月に制定されてから 12 年余を経た平成 27 年 9 月に、「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）が大改正されました（以下、「改正法」といいます）。

筆者は、改正前の個人情報保護法について、平成 17 年 4 月 1 日の全面施行にあわせて、同年 2 月に『やさしくわかる！すぐできる！企業の個人情報対策』と題する本を著しましたが、今回、個人情報保護法の大改正を受け、新たに書き下ろしたものが本書です。

改正法では、改正前には適用対象とならなかった小規模事業者についても、パソコンなどにより検索可能な形で保有されている個人情報（個人データ）が 1 件でもあれば、個人情報取扱事業者に係る義務が課せられることになりました。したがって、今後は、個人事業主、中小企業、大企業を問わず、改正法に対応した措置を講ずることが必要となります。

本書の狙いは、すべての事業者にとって、「最短距離」で改正法への対応ができるようにすることです。

まず、第 1 章で、改正法の基礎知識について、条文ごとに「改正」、「新設」、「改正なし」の区別を明示した上で、政令、規則及びガイドラインに即しながら、できるだけ具体的に解説しています。ただし、できるだけ枝葉の部分を省略し、「最短距離」での対応に必要な情報に絞りました。

次に、第 2 章は、「最短距離」での対応に関する実践編というべき章です。「作業リストの提示」から始まり、「作業チーム（PT）の立ち上げ」、「個人情報の棚卸し」へと進み、「改正前法以来の『いつもの作業』」と「改正法特有事項」とに区別して具体的な対応を示しつつ、「文書化対応」、「従業員教育」、「監査」へと展開していきます。

そして、「少ない量で過不足なく」を基本に据えつつ（これは第2章の最大の特色ですが）、図表をふんだんに用いながら、法律、政令、規則及びガイドラインに基づき具体的かつわかりやすく解説しています。

さらに、事業者の「最短距離」での対応作業に資するよう、基本規程をはじめとする各種規程や外部委託のための契約書、本人からの開示請求等のために用意すべき各種申請書などのひな形も併せて掲載しました。

本年5月30日の改正法の全面施行が間近に迫っている状況の下、本書が、個人情報を取り扱うすべての事業者における改正法対応へ向けた作業等の一助となれば、著者としても幸いです。

最後に、本書の出版に向けて尽力された、株式会社日本法令出版部の小原絵美氏をはじめ、関係諸氏に心より謝意を表します。

平成29年2月

齋藤義浩・鈴木雅人

もくじ

第1章 個人情報保護に関する基礎知識	1
---------------------------------	---

第1 令和2年及び3年の個人情報保護法改正の趣旨等	2
① 法改正の経理等	2
② 目的規定の改正	4
第2 改正法と関連法制度の概要	6
① 基本方針	7
② ガイドライン	7
③ 個人情報保護条例	8
第3 個人情報保護に関する基礎知識	9
① 定義について	9
② 一般的な個人情報取扱事業者に対する規制Ⅰ －「個人情報」に関する規制（義務）	34
③ 一般的な個人情報取扱事業者に対する規制Ⅱ －「個人データ」に関する規制（義務）	46
④ 一般的な個人情報取扱事業者に対する規制Ⅲ －「保有個人データ」に関する規制（義務）	75
⑤ 個人関連情報取扱事業者に対する規制	95
⑥ 匿名加工情報取扱事業者に対する規制	100
⑦ 仮名加工情報取扱事業者に対する規制	106
⑧ 国際的データ流通に関する規制	114
⑨ 個人情報保護委員会の役割等	126
⑩ 本法に違反した場合の制裁	133
⑪ その他	135

第2章 個人情報保護のため事業者がとるべき対応 … 137

第1 はじめに一作業リストの提示ー …… 138

- ① はじめに …… 138
- ② 作業リストの提示(対応が必要な範囲を把握する) …… 139
- ③ 「最短距離」で対応を行うための基本的な考え方 …… 141
- ④ 個人情報保護対応が不要な事業者 …… 142

第2 事前準備事項1ープロジェクトチーム(PT)立ち上げー …………… 147

- ① PTはなぜ必要か? …… 147
- ② PTにはどのようなメンバーを集めるべきか? …… 148
- ③ PTが行う作業の内容 …… 149

第3 事前準備事項2 ー保有する個人情報の棚卸しと作業方針決定ー …………… 151

- ① 個人情報の棚卸しについて …… 151
- ② 作業方針の決定 …… 160

第4 共通対応事項(1) ー利用目的の整理と伝達手段の選定ー …… 161

- ① はじめに …… 161
- ② 利用目的を整理するにあたっての準備作業 …… 162
- ③ 利用目的の整理(「できる限り限定」の意義) …… 165
- ④ 伝達手段の選定(通知・公表・明示の選択) …… 167
- ⑤ 具体的な記載事例について …… 171

第5 共通対応事項 (2)

—適法な第三者提供に向けて(本人同意原則との調整と適正な確認・記録)—

① はじめに	172
② 共同利用に向けた対応	173
③ 外部委託に向けた対応	176
④ 本人同意の取得に向けた対応	180
⑤ オプトアウトについて	183
⑥ 確認・記録義務について	188
⑦ 個人関連情報の規制について	199

第6 共通対応事項 (3)

—個人情報データの適正な取得・利用・保管等—

① はじめに	201
② 適正な取得・利用・保管等について	201

第7 共通対応事項 (4)

—安全管理措置の実施—

① はじめに	212
② 安全管理措置の内容について	212
③ 中小規模事業者に関する安全管理措置	223
④ 通常の事業者に関する場合との対比(異同について)	225
⑤ 具体的な記載事例	233

第8 共通対応事項 (5)

—公表事項の整理—

① はじめに	234
② 各種公表事項等	234

第9 共通対応事項（6）－開示等請求に関して－	237
① はじめに	237
② 開示等請求に対する体制整備	238
③ 「裁判上の請求権」であることの明確化	241
④ 開示等請求手続の在り方	241
⑤ 具体的な対応事例について	243
第10 追加対応事項（1）－要配慮個人情報－	244
① 「要配慮個人情報」の意義	244
② 「要配慮個人情報」向け別トラックへの対応	246
第11 追加対応事項（2）	
－「外国」にある「第三者」に対する 個人データ提供への対応－	249
① 「外国」にある「第三者」に対する個人データ提供の場合の規制	249
② 「外国」及び「第三者」の各意義	251
③ 「外国」にある「第三者」への提供の場合の実務対応	254
④ 個人関連情報の外国への提供について	256
第12 追加対応事項（3）－匿名加工情報の利用－	257
① 匿名加工情報の意義	257
② 匿名加工情報に関する規制～その基本構造	258
③ 「匿名加工情報」の作成と加工基準	259
④ 安全管理措置と識別行為の禁止	261
⑤ 公表及び明示について	262
⑥ 対応にあたっての方向性	263

第13 追加対応事項(4)

— 仮名加工情報の利用 — 264

- ① 仮名加工情報について（その意義と「匿名加工情報」との違い） … 264
- ② 仮名加工情報に関する規制～その基本構造 … 266
- ③ 「仮名加工情報」作成にあたっての加工基準 … 268
- ④ 削除情報等の安全管理措置と識別行為の禁止 … 270
- ⑤ 利用（目的の公表）・第三者提供・削除等 … 271
- ⑥ 個人情報ではない「仮名加工情報」について … 273
- ⑦ 対応にあたっての方向性 … 274

第14 文書化に向けて … 275

- ① 文書化の必要な事項リスト … 275
- ② 個人情報保護対応を巡る2つの視点と文書化対応の関係 … 275
- ③ 各事項に関する注意事項 … 278
- ④ 各種文書化の具体的事例 … 280

第15 従業員教育 … 281

- ① 従業員教育の重要性 … 281
- ② 従業員教育で何を伝えるか … 282
- ③ 従業員教育を行うタイミング … 283
- ④ 誰が従業員教育を行うか … 285
- ⑤ 従業員教育を行うにあたっての手順 … 286

第16 体制整備後のメンテナンス … 289

- ① 継続的なメンテナンスの重要性 … 289
- ② 個人情報リストのメンテナンス … 290
- ③ 規程のメンテナンスと目安箱の設置 … 291
- ④ 監査について … 292

資料① 規程・書式例 299

1. 個人情報リスト（サンプル）	300
2. 個人情報保護に対する基本方針	301
3. 個人情報保護基本規程	311
4. 個人情報の取扱いに関する詳細規程	321
5. 電子メール及び PC 等使用に関する指針	331
6. 個人情報保護に向けた遵守事項と漏えい事故等発生時の 懲戒等の基準に関する規程	334
7. データ管理規程	336
8. 業務委託契約書	342
9. 同意取得時の文言例	348
10. 開示等請求及び苦情窓口設置に関する規程	351

●開示等請求に対する請求書（案）

（利用目的通知・開示・訂正・利用停止・第三者提供記録）

11. 保有個人データ開示請求書	366
12. 保有個人データ訂正等請求書	368
13. 保有個人データ利用停止等請求書	370
14. 利用目的通知請求書	373
15. 個人データの第三者提供記録に関する開示請求書	375

●開示等請求に対する通知書（案）

（利用目的通知・開示・訂正・利用停止・第三者提供記録）

16. 個人情報開示通知書	377
17. 保有個人データ訂正等通知書	378
18. 保有個人データ利用停止等通知書	379
19. 第三者提供記録開示通知書	380
20. 利用目的通知書	381

21. 第三者提供時の記録例（個人データ提供時の記録作成例） 提供側（個別作成・一括作成） 受領側（個別作成・一括作成）	382
22. 誓約書	386

※ 「1. 個人情報リスト」以外の規程・書式例は日本法令の
ホームページより Word データをダウンロードできます。
詳しくは巻末を参照してください。

資料② ガイドライン抜粋	387
---------------------------	------------

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン抜粋	388
----------------------------------	-----

* 凡 例 *

本書中の法令、文献等の略語は以下の通りです。

■文 献

『しくみ』	日置巴美・板倉陽一郎『個人情報保護法のしくみ』（商事法務）（平成 29 年）
『詳解』	菅原貴与志『詳解個人情報保護法と企業法務（第 7 版）』（民事法研究会）
『字賀』	宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説（第 6 版）』（有斐閣）
『実務対応』	第二東京弁護士会 情報公開・個人情報保護委員会編『令和 2 年改正 個人情報保護法の実務対応－Q & A と事例－』（新日本法規）

■法令等

個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（改正の時点に応じて「平成 27 年改正法」「令和 2 年改正法」「令和 3 年改正法」と表記する）（条文は令和 3 年改正法全面施行時のもの）
政令	個人情報の保護に関する法律施行令
規則	個人情報の保護に関する法律施行規則
行政機関個人情報保護法	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
独立行政法人等個人情報保護法	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

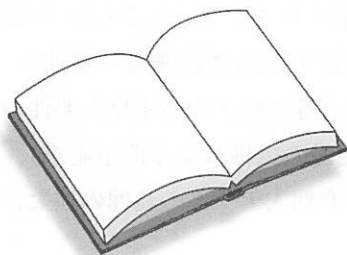
■その他

ガイドライン	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン
法制局資料	第二東京弁護士会情報公開・個人情報保護委員会編集『Q & A 改正個人情報保護法』（新日本法規）凡例 3 頁記載の「内閣官房作成資料」（第二東京弁護士会情報公開・個人情報保護委員会の「個人情報保護法の改正（2015 年）に関する内閣法制局への全条文に関するご説明資料の最終版（改正部分がすべてわかる資料）」との開示請求に対して、平成 27 年 4 月 27 日付け（閣副第 290 号）で開示決定された資料）

骨子案	「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子（案）」（平成 26 年 12 月 19 日、内閣官房 IT 総合戦略室 パーソナルデータ関連制度担当室） ※適宜図表を、一部修正を加えつつ引用
経産省ガイドライン	個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン（平成 26 年 12 月 12 日）
衆内	衆議院内閣委員会
参内	参議院内閣委員会
Q&A	「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q&A（平成 29 年 2 月 16 日、令和 3 年 9 月 30 日更新、個人情報保護委員会）

第 1 章

個人情報保護に 関する基礎知識





令和2年及び3年の 個人情報保護法改正の趣旨等

1 法改正の経緯等

平成27年の法改正において、パーソナルデータを取り巻く環境のめまぐるしい変化を踏まえ、施行後3年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出および発展の状況等を勘案して施行状況を検討する旨の「いわゆる3年ごとの見直し」に関する規定（附則12条）が置かれました。

この規定に基づき、個人情報保護委員会において、個人情報保護をめぐり国内外の政策、技術、産業の状況等についての実態やヒアリング等を通じて検討を進め、委員会に設置している相談窓口や、全国各地で実施したタウンミーティングでの消費者の意見も踏まえて検討し、令和元年12月13日に「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」（以下、単に「制度改正大綱」という。）が策定・公表されました。

そして、自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通拡大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、以下の措置を講ずることとされました（「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案(概要)」参照）。

- ① 個人の権利の在り方（利用停止・消去等の個人の請求権の要件の緩和、開示請求方法の拡大（電磁的記録の提供による開示請求）、第三者提供記録の開示請求対象化、保有個人データの範囲の拡大、オプトアウト規制の強化）

- ② 事業者の守るべき責務の在り方（漏えい等報告及び本人への通知の義務化、不適正な利用の禁止）
- ③ 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方（認定個人情報保護団体制度の改善）
- ④ データ利活用に関する施策の在り方（「仮名加工情報」及び「個人関連情報」の導入）
- ⑤ ペナルティの在り方（命令違反等の法定刑の引き上げ、両罰規定における法人等に対する罰金額の引き上げ）
- ⑥ 法の域外適用・越境移転の在り方（域外適用の範囲の拡大、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等）

上記の措置を盛り込んだ令和2年改正法は、令和2年6月5日に成立し、同月12日に公布されました。令和4年4月1日に全面施行される予定です。

その後、政府において、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房とともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁を設置することが決定され、個人情報保護法についても、以下の点について、さらなる改正がなされることになりました（「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要」参照）。

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化
- ② 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化
- ③ 学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化

上記改正については、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の中に含まれる形で行われ、条文数は、令和2年改正法の87条から、185条（令和3年改正法全面施行時）へと大幅に増加しました。

令和3年改正法は、令和3年5月12日に成立し、同5月19日に公布され、行政機関及び独立行政法人等に関する規律の規定等については令和3年9月1日に施行され、地方公共団体に関する規律の規定については公布の日から2年を超えない範囲内に施行される予定です。

本書では、令和3年改正法のうち、もっぱら、第1章の総則及び第4章の個人情報取扱事業者の義務等、すなわち民間部門の個人情報保護に関する規定について取り扱います。

なお、本書における個人情報保護法の条文は、令和3年改正法全面施行時のものです。

② 目的規定の改正（法1条）

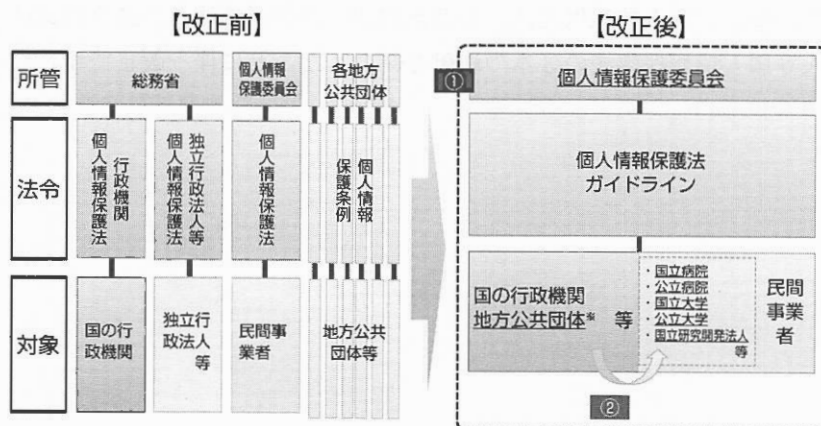
法は、プライバシー保護を含めた個人の権利利益を保護することを目的とし、他方、情報通信技術の活用による個人情報の多様な利用が、事業活動等の面でも国民生活の面でも欠かせないものとなっており、個人情報の「有用性」にも配慮しています。

平成27年改正法では、「有用性」につき、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するもの」との文言が追加されましたが、「有用性」を主とする趣旨に変わったわけではありません（平成27年5月8日、20日 衆内 山口国務大臣答弁等）。最重要目的は、個人の権利利益の保護であり、個人情報の有用性の配慮の前提として、個人の権利利益の保護がしっかり確保されることが必要です（令和2年6月4日 参内 衛藤国務大臣答弁）。

そして、令和3年改正法により、(1)「高度情報通信社会の進展に伴い」は、「デジタル社会の進展に伴い」と、(2)「国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより」は、「個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等について、これらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り」と改正されました。(2)は、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を統合したことに伴う改正です。

改正法と関連法制度の概要

■図表 1-2 個人情報保護法制の体系



① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。

※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容。

② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。

(個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告(概要)」(令和2年12月)の「個人情報保護制度見直しの全体像」の図を加工・修正)

① 基本方針（法7条、132条1号）

政府は、法7条1項の規定に基づき、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、平成16年4月2日に「個人情報の保護に関する基本方針」を閣議決定し、一部変更が行われながらこれに基づき、各府省庁、地方公共団体、事業者等が取組を実施しています。

② ガイドライン

平成27年改正法において、個人情報保護委員会が、すべての事業分野に適用される汎用的なガイドライン（以下、単に「ガイドライン」という）を策定することとなりました。

ガイドラインの構成は、条文の流れに従って、法律・政令・規則を適宜示しつつ、事業者が守らなければならない事項を記述し、必要に応じ、法律上の義務（努力義務を含む）ではないが、実施することがより望ましいと考えられる事項が記述されており、以下の4つのガイドラインが定められています。

- ・ 通則編（個人情報保護法全体の解釈・事例）
- ・ 外国にある第三者への提供編（以下、本章において「越境提供編」という）
- ・ 第三者提供時の確認・記録義務編（以下、本章において「確認義務編」という）
- ・ 仮名加工情報・匿名加工情報編（以下、本章において「仮名加工等情報編」という）

③ 個人情報保護条例

すでに述べたとおり、令和3年改正法により、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法は統合されたため、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法という法律はなくなりました。

個人情報保護条例との関係については、地方公共団体が国の施策との整合性に配慮しつつ（行政機関等の義務等の規定との整合性をとりながら）、必要な措置を講ずる（個人情報保護条例を策定する）ことが義務づけられました（法12条）。

齋藤義浩（さいとう・よしひろ）

弁護士（第二東京弁護士会）

1985年 東京大学法学部卒

同 年 旧総務庁（現総務省）入庁（～1996年）

1998年 弁護士登録

2014～2016年 司法試験・予備試験考査委員（行政法）

現 在 我孫子市情報公開審査会会長

（著 書）『やさしくわかる！すぐできる！企業の個人情報対策』
（日本法令）

執筆担当：第1章

鈴木雅人（すずき・まさと）

弁護士（第一東京弁護士会）

1997年 司法試験合格

1998年 立命館大学法学部卒

2000年 司法修習終了（52期）、弁護士登録、三宅合同法律事務所（現 弁護士法人三宅法律事務所）入所

2009年 弁護士法人三宅法律事務所 パートナー就任

現 在 日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員

（著 書）『やさしくわかる！すぐできる！企業の個人情報対策』
（日本法令）

執筆担当：第2章